

児童扶養手当・特別児童扶養手当の

『現況届』を忘れずに

□児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童の、健全な成長を願い、児童を育成する家庭の安定と自立の促進のために支給する手当です。

□特別児童扶養手当とは

特別児童扶養手当は、精神や身体に障害を有する（日常生活で介護・支援を必要とする疾病・傷病をもつ）20歳未満の児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給する手当です。

□受給には認定請求が必要です

児童扶養手当・特別児童扶養手当は、受給資格があっても申請しない限り支給されません。受給を始めるためには「認定請求」が必要です。（所得により制限があります）くわしくは福祉健康課にご相談ください。

□継続して受給するためには

更新手続きが必要です

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給している方が、8月以降も継続して受給するためには、『現況届』による更新手続きが必要です。福祉健康課で手続きをしてください。

□現況届の受付期間

・児童扶養手当

8月2日(月)～8月11日(水)

・特別児童扶養手当

8月24日(火)・25日(水)の2日間

更新手続きが必要な方には郵送で通知します。受付期間を過ぎて手続きをすると、次回の受給が遅れることがありますので、ご注意ください。

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎75-61118

『ひとり親家庭等

医療費受給資格証』

更新手続きのお知らせ

市では、ひとり親家庭の児童とその親、ひとり暮らしの寡婦（75歳未満）の方が、保険診療による医療機関での通院や入院、薬の調剤にかかる自己負担金の一部を助成し、対象者に受給資格証を発行しています。（所得により制限があります）

受給資格証の有効期限は平成22年8月31日(火)までとなっております。9月以降も助成を受けるには更新が必要です。期間内に福祉健康課で手続きをしてください。

・受付期間

8月2日(月)～8月11日(水)

該当する方には郵送で通知します。忘れずに手続きをしてください。

■問い合わせ

福祉健康課 社会福祉係

☎75-61118



参加者募集!

親と子の
ふれあい
バス旅行

多久市母子連とライオンズクラブでは、親と子でふれあいの1日を過ごしてもらうため、バス旅行を計画しています。楽しい思い出づくりに、参加してみませんか。

・日時

8月29日(日)

・行き先

佐賀市三瀬村「どんぐり村」

・参加対象者

ひとり親家庭の子ども（中学生まで）と、その保護者

・参加費

無料

・持ってくるもの

水筒、タオルなど

・申し込み期限

8月12日(木)

■問い合わせ・申し込み

福祉健康課 社会福祉係

☎75-61118